

平戸市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月27日(火) 午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(26人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	12番 川尻 修治
13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	16番 瀧山 博
17番 濱崎 保久	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	22番 石田 勝巳
23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	26番 大浦 正巳	28番 福田 延之
29番 藤永 和之	30番 西川 靖子	31番 山本 順子	32番 宮田 克幸

4. 欠席委員(7人)

4番 七種 一郎	8番 本山 勝茂	11番 松山 矢市	18番 末吉 清彦
21番 阿部 榮	25番 横尾 秀雄	27番 松本 一郎	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 16号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告 第 17号 農地改良届出について

報告 第 18号 農地法第4条の規定による届出について

報告 第 19号 農地法第5条の規定による届出について

議案 第 28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第 30号 非農地証明願について

議案 第 31号 第6回農用地利用集積計画(案)について

議案 第 32号 第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成28年度第6回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

おはようございます。本日は、平成28年度第6回9月期総会のご案内を申し上げたところ、皆様方には農作業で大変お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。早期米の取り入れ、炎天下でのお仕事でお疲れの中、又、後期米がそろそろ出来上がってまいりますし、WCSの収穫と、いろいろな農作業ご苦労様でございます。あとから、報告がありますが、今月末から来月にかけて平戸市の和牛共進会が各地で開催されます。この開催に当たりましては、農業委員さんで畜産を営んでおられます皆さんが、各地区で出品されるわけでありまして、平戸市が取り組んでおります農業振興、畜産振興につきましても、農業委員も一役買っているんだという大きな力にもなるのではないかと考えております。そういった意味でも、是非とも、来年の全国和牛能力共進会に向けての取り組みを、内から地固めをする必要があると思っております。あとから、局長からお話があると思っておりますけれど、来月14日は会長・局長会議が長崎市で開催されるわけでございます。ちょうど、その日は大島地区共進会と重なっているために、ご案内いただいておりますけれど、どうしても出席ができませんので、どうかひとつ大島地区の委員さんを中心に、私の分の仕事をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

本日も9案件のご提案を申し上げているところでございます。最後まで慎重に審議いただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、4番委員、8番委員、11番委員、18番委員、21番委員、25番委員、27番委員より欠席の届出があっております。よって、出席委員は委員定数33名中26名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会長にお願いいたします。

○議長

それでは、早速、議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、6番委員と7番委員にお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成28年9月期の会務報告と平成28年10月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成28年9月期の会務報告と平成28年10月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(9月会務報告、10月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度10月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年10月26日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を平成28年10月26日水曜日午前9時30分から

とし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第16号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議長

それでは、議事に入ります。報告第16号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より提案説明をお願いします。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第16号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。

(報告第16号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○農林課

報告第16号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。申請人は50頭の繁殖牛を飼っております。20頭増頭する計画があり、牛舎が一杯のため牛舎を建設をするために、農業振興地域の用途変更の申請が上がっております。

(報告第16号1番をパワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局並びに農林課より、報告第16号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第16号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」につきましては、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、報告第16号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」については、報告のとおり承認することといたします。

《 報告第17号 農地改良届出について 》

○議長

それでは、議事に入ります。報告第17号「農地改良届出について」を議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書6ページをご覧ください。報告第17号「農地改良届出について」を説明いたします。
(報告第17号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より、報告第17号「農地改良届出について」の説明が終わりましたので、
これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第17号「農地改良届出について」は、
届出のとおり処理済といたします。

《 報告第18号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議長

それでは、次に報告第18号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたし
ます。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。報告第18号「農地法第4条の規定による届出について」
を説明いたします。

(報告第18号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より、報告第18号「農地法第4条の規定による届出について」の説明が終
わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第18号「農地法第4条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第19号 農地法第5条の規定による届出について 》

○議長

それでは、次に報告第19号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。報告第19号「農地法第5条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第19号1～2番を朗読、パワーポイントを併用して説明：2件)

○議長

ただ今、事務局より、報告第19号「農地法第5条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第19号「農地法第5条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第28号1～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議長

ただ今、事務局より議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書11ページをご覧ください。議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案29号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委員

9月15日の午前中、事務局2名、申請人代理人、南部地区委員で現地調査をして確認し

ました。説明がありましたとおり、特に川ですが、川は南部地区では一番大きい川ですが、海岸が近くにあります。満潮の時、全国各地で大雨が降っておりますが、ああいう雨が降れば、現在ある施設や駐車場は水浸しになる可能性があります。そういうことから、手狭にもなっていることもあり、施設の裏の方に現在は田でございますが、かさ上げをして駐車場を造るという計画でございます。排水につきましては、現在使用している水田用の排水、それと施設の方にも側溝を造って流すということで、排水についても問題はないようでございます。それと、かさ上げについてですが、目的は駐車場でございますが、最悪の場合には、先程説明にありましたとおり、施設入所者あるいは近隣の人の避難場所としても使用するということです。駐車場は、大雨の場合はいくらかでも下の方に水が沈殿するというようなことで、砂利を敷いて舗装はしないという計画をしているということですので、そういうことですので全体的に考えて許可するべきだということで、全員一致で確認をしてきました。よろしくお願ひします。

○議 長

ただ今、関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願ひます。

○委 員

事務局説明と補足説明で十分必要なことだろうと理解していますが、この中でちょっとだけお尋ねです。譲受人が、愛和会理事〇〇〇〇〇〇となっておりますが、通常の場合は、代表者は理事長と書くのが普通のようなのですが、理事で譲受人になったというのはどういうことかわからないのでお尋ねします。

○事務局

この件なんですけど、法人登記の定款の中で理事長は理事の互選によるとなっております。〇〇〇〇〇氏は理事長であります。法人登記の定款の中には、〇〇〇〇〇氏は理事長という肩書きではありません。定款の中には理事〇〇〇〇〇〇の表記でありますので、申請書も法人登記の定款に基づいた表記になっております。

○議 長

よろしいですか。他にございませんか。

(質疑なし)

○議 長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第30号 非農地証明願について 》

○議 長

次に、議案第30号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書12ページをご覧ください。議案第30号「非農地証明願について」を説明いたします。

(議案第30号1番～3番を朗読、パワーポイントを併用して説明：3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第30号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

整理番号1番について補足説明いたします。9月16日午前中、北部地区委員6名、事務局、申請人で現地を確認しました。先ほどのスライドでありましたとおり、平成2年頃、下の農地は圃場整備が行われたのですが、当地は該当にならず地区外になったわけでありました。そういった関係で、その後、耕作されずに、先ほどのスライドのような形になりました。そういったわけで、地区委員で話をしまして、これを再生するのは難しいのではないかとということで非農地を認めたものです。ご審議の程よろしく願いいたします。

○委 員

整理番号2番について補足説明いたします。15日午前中、中部地区委員と事務局、申請

人代理人が立会いの元、現地を確認しました。スライドにありましたとおり、40年も経ちますと木も大きくなっていき、近隣の畑も同じような形になっていました。猪の樂園のような所でした。これを畑に戻すのは無理だろうと全員一致で見てきました。ご審議よろしくをお願いします。

○委員

整理番号3番について補足説明いたします。16日午後、事務局、大島地区委員4名で現地をみてきました。申請地は県道の横にあるんですけど、土地自体が奥は急傾斜になっています。耕作放棄してから40年も経っていますし、現況は竹や笹にみえますが、奥には木があります。現在、本人は大島村に住んでいませんし、借りる人もいないのでどうしようもない、仕方がないと見てきました。よろしくをお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第30号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第30号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第31号 第6回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

それでは、議案第31号「第6回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第31号「第6回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書14ペ

ージをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書15ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書16ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用賃借権)になります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

○議長

ただ今、事務局より議案第31号「第6回農用地利用集積計画(案)について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第31号「第6回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第31号「第6回農用地利用集積計画(案)について」は原案のとおり決定いたします。

《 議案第32号 第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議長

それでは、議案第32号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

はじめに、議案書19ページの利用権設定各筆明細の使用貸借の1番を除いた案件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第32号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明いたします。議案書18ページをお願いします。利用権設定各筆明細の賃借権になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

議案書19ページをお願いします。利用権設定各筆明細の使用貸借になります。

(整理番号1番を除く2～3番を朗読：2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第32号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の、議案書19ページの利用権設定各筆明細の使用貸借の1番を除いた案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第32号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の議案書19ページの利用権設定各筆明細の使用貸借の1番を除いた案件は、原案のとおり決定いたします。

○議長

次に同議案、19ページの利用権設定各筆明細の使用貸借の1番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、29番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第32号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明いたします。
議案書19ページをお願いします。利用権設定各筆明細の使用貸借になります。
(整理番号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第32号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の、利用権設定各筆明細の使用貸借の1番は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第32号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の利用権設定各筆明細の使用貸借の1番は、原案のとおり決定いたします。
それでは、29番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

これをもって同議案のすべての案件について、平戸市長に意見書を送付いたします。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成28年度9月期、第6回総会を閉会いたします。

— 午前10時30分終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 農業委員会農地改良届取扱要領
- ・資料3 農地の所有者から非農地証明の依頼があった場合の取扱
- ・資料4 意向調査後の農地の取扱い

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成28年10月 6日

会 長 丸 田 保

6 番委員 山 村 茂 巳

7 番委員 筒 井 幸 吉